

# 慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる 幕末の三方楽所楽人を取り巻く状況に関する一考察

南 谷 美 保

(平成19年9月20日受理 最終原稿平成19年11月26日受理)

安土桃山時代に成立した三方楽所は、江戸時代になると、禁裏からの御扶持米に加えて、幕府からの知行も受ける身分となったために、幕府関係の法会などへの出仕も行われるようになった。中でも、日光山での御神忌への三方楽所の参向は、慶応元年に至るまで欠かさず行なわれた。さて、江戸時代最後の御神忌となった慶応元年の日光山参向にあたっては、三方楽所は、前例のない御手当金の支給を要求した。これは、当時の経済的な混乱から見ても止むを得ない事であったのだろうが、このことは、当時の幕府の財政状況などとあいまって、御神忌終了後において、三方楽所が当然の権利として拝領できるものとみなしていた幕府よりの御下行米などの支給をめぐるトラブルへとつながったようである。本稿では、三方楽所楽人東儀文均の日記と記録をまとめた『楽所日記』に基づき、江戸時代最後の日光山御神忌をめぐる三方楽所の動き、特に、神忌終了後の御下行米の支給をめぐるの楽人の動向を考察することで、幕末期の三方楽所を取り巻く環境について紹介するものとする。

**キーワード**：三方楽所、『楽所日記』、慶応元年日光山御神忌、御下行米、武家伝奏雑掌

## 1 はじめに

三方楽所楽人<sup>1)</sup>は、元和4年(1618)の紅葉山東照宮遷宮に際して45名が下向して奏楽を行って以後、欠かさず日光東照宮神忌への出仕を行っていたほか<sup>2)</sup>、寛永寺あるいは増上寺で行われた徳川將軍家の年忌法要にも出仕していた<sup>3)</sup>。江戸期においては、京都を本拠とする三方楽所に加えて、元和4年には紅葉山楽人が、寛永14年(1637)には日光楽人が設置された。紅葉山楽人と日光楽人らは、幕府の直接の支配下にあったが、三方楽所楽人は、楽奉行である京都の四辻家の支配の下におかれていた。とはいえ、禁裏よりの御扶持・下行とともに、江戸幕府よりの知行も受ける身分でもあった三方楽所楽人<sup>4)</sup>は、幕府関係の年忌や日光山御神忌には、紅葉山楽人および日光楽人とともに奏楽を担当することとなっていたのである。

が、享保3年(1718)の徳川家宣七回忌、家継三回忌を最後として、將軍家の年忌法要については、京都から楽人が下向することが行われなくなる。一方で、日光東照宮での神忌では、紅葉山楽人、日光楽人に合わせて、三方楽所楽人が下向して奏楽を行うことが続けられた<sup>5)</sup>。江戸時代における最後の日光山御神忌は、慶応元年4月に執り行われた徳川家康二百五十回忌である。本稿においては、幕末の混乱期においても勅会として行われたこの御神忌へ参向した

三方楽所楽人への出仕に対する報酬にあたる御下行米ほかの未払いをめぐるトラブルについて紹介する。

本稿において取り上げる史料は、南都方芝家より天王寺方東儀家在京楽家<sup>6)</sup>の養子となった東儀文均の日記である『楽所日記』(国会図書館所蔵)である。全37巻よりなる『楽所日記』の巻三十までは、筆録者である東儀文均の天保15年(弘化元年・1844)から明治5年(1872)までの日記、巻三十一以降が、同人が三方楽所天王寺方の責任者である「老分」職にあった期間の記録、『老分役録』である<sup>7)</sup>。三方楽所老分職は、京都・南都・大坂のそれぞれの楽所に1名ずつおかれ、1ヵ月交代の月番制により、楽奉行四辻家との連絡を担当し、月番の老分は、月番以外の老分職へ四辻家からの連絡事項を伝え、各老分は、それぞれの所属する京都方・南都方・天王寺方の楽人への連絡を、在南楽人・在天楽人も含めて担当し、さらに、三方楽所楽人の禁裏および幕府関係の行事への出勤管理なども行なった。このほかに、老分は、三方楽所の御朱印および楽所関係の諸記録の管理、知行地からの知行の管理、禁裏よりの下行の管理およびこれらの分配業務も行なうなど、三方楽所の金庫番としての職務も担っていた。

したがって、以下に述べる日光山御神忌に際しての経済的な問題は、当時、天王寺方の老分であった東儀文均が直接関わる業務であり、それゆえに、彼の『老分役録』には、詳細な記録が留められている。今回は、この『楽所日記』に残された慶応元年の日光山御神忌に関する記録と、その報酬の支給をめぐる楽人側より関係者に提出された要望書を中心とした諸記録を紹介し、これらを通じて垣間見える幕末期の三方楽所楽人を取り巻く状況の一端を探るものとする。

## 2 慶応元年日光山御神忌への出仕

以下においては、まず、慶応元年4月に執り行われた徳川家康二百五十回忌がどのようなものであったのかについて確認しておこう。

### その1 日光山への道中

東儀文均は、『楽所日記』の巻二十二と、巻三十三・三十四において、この御神忌への参向記録を記載している。すでに述べたように、巻二十二は「日記」であり、巻三十三および三十四は、『老分役録』である。これらにより、三方楽所楽人の日光山への行程と御神忌の実際、そして、帰京までの行程について簡単に紹介しよう。

『楽所日記』によれば、楽所楽人たちは、神忌に先立って行われる万部法要に出仕する先発隊と、神忌での奏楽のみに出仕するための後発部隊とに分かれて京都を出発している<sup>8)</sup>。先発隊は15名、後発部隊は、宿場・道中での混雑を勘案して、一番から四番の4グループに分かれ、それぞれの出発日をずらして出立することとなった<sup>9)</sup>。

楽人たちは、往路は、中仙道から日光例幣使道で日光へ、復路は、壬生道を経て日光道中に入り江戸へ、そして品川から東海道を通行して帰京するという経路を辿った。『楽所日記』によれば、楽人たちは、「乗物」と称された駕籠を用いて移動したらしい。『楽所日記』の記事に

より、往路について〔表 - 1〕および〔表 - 2〕にまとめた。楽人のみで57名、それぞれに家来を1名から4名まで引き連れての移動<sup>10)</sup>であり、かつ荷物も多いため、このようにいくつかのグループに分かれての移動であったとはいえ、往路・復路ともにその道中において宮家などと同宿となると、急遽宿場を変更するなどのほか、人足および馬についても出来るだけ多くの証文を幕府より支給されるように交渉を繰り返す<sup>11)</sup>など、往路・復路ともに、何かと老分職には苦勞の多かった様子が記されている。

〔表 - 1〕日光へのグループごとの往路日程

	人数	出発日	到着日	日数	
先発隊	15	3.20	4. 5	14泊15日	楽人15名、東儀文均も含まれる
一番	10	3.26	4.11	同上	楽人7名、菩薩人3名
二番	9	3.27	4.12	同上	楽人9名
三番	12	3.28	4.13	同上	楽人9名、菩薩人3名
四番	10	3.29	4.14	同上	楽人4名、菩薩人6名
別行動	1	3.21	4. 6	同上	窪近俊は、神忌下向と日光楽人指南とを兼務のため、別行動
合計	57				

〔表 - 2〕先発隊の日光への道程

3.20	午刻出立の予定が人足手配のトラブルがあり未半刻出立となる。そのため、草津に宿泊の予定が大津になる。好文・行業・節文は、早くに出たため、予定通り草津に宿泊。以後の宿場の予定を変更する	在南の2名は前日より京都泊、在天の4名は大津にて合流の予定 「芝筑州、在天羽州、和州へ兼而願之袍相渡候事、岡沓州入来、在天四人衆、今午刻比、當驛へ着之由承ル、沙汰人数馬贈り来居候二付面会、旅籠之事、上百六十文、下百廿文ツ、相定、式百文茶料、右之通相定候由、河州へ以書状申入」との記事
3.21	卯刻出立 - 高宮	出立日の遅れにより、宿場の変更(番場 高宮)
3.22	卯刻出立 - 赤坂	「當所名品石細工売人來、水滴相求」 出立日の遅れにより、宿場の変更(加納 赤坂)
3.23	卯半刻発足 - 申刻太田	出立日の遅れにより、宿場の変更(御嶽 太田)
3.24	卯刻出立 - 薄暮中津川	
3.25	卯刻出立 - 申刻須原	
3.26	卯半刻出立 - 申半刻奈良井	
3.27	卯刻出立 - 申刻下諏訪	「温泉へ入湯ス」
3.28	寅半刻出立 - 未半刻望月	「林羽州、蘭和州、行業丈被尋呉候事」
3.29	寅半刻出立 - 申刻坂本	
4. 1	辰刻出立 - 申半刻玉村	
4. 2	卯半刻出立 - 申刻八木	予定では佐野宿泊であったが、梶井宮が宿泊のため、人足継立が困難と見て変更
4. 3	寅刻発足 - 申半刻合戦場	「河州入来、昨夜より先宿梁田より役人來、當宿二而泊候事彼是申分有之趣付、今朝梁田宿本陣江立寄呉候様、梁田宿役人共より相願候二付、各相心得小休候様被申聞候事」、沼宿泊のところ上に同じ
4. 4	卯半刻出立 - 申刻板橋	「河州旅籠へ会合、辻相州、予、行業丈、明日日光着之都合万事相談、子剋比引取候事」、今市宿泊のところ上に同じ
4. 5	辰刻出立 - 未刻着	「午刻下鉢石驛へ着、中食、問屋へ尋遣候案内二而日光山旅宿着」、日光楽人、町入口まで出迎え、案内するとある。

〔表 - 2〕の行程を経て、万部法要出仕のための先発隊として日光に到着した東儀文均たちは即日到着届けを提出し<sup>12)</sup>、また、すでに到着していた紅葉山楽人岡江州（昌輪）より寺社奉行からの通達、「御法会ニ付京都より罷下候楽人、日光山より当地へ罷越候節舞樂上覧可被遊候旨被仰出候間、其心得にて可為出府旨、京都楽人江可被達候」、つまり、日光山での行事終了後、江戸城での舞樂上覧が行われる予定があるとの通知を受け取る<sup>13)</sup>。しかし、これについては、後述のように最終的には中止とされる。

また、『楽所日記』巻二十二 4月5日条には、東儀文均が宿舍とした家では、必要となる生活用品を貸与してくれず、早速に買い整えるなど到着早々慌しくしていた様子が記される<sup>14)</sup>。後には、個々の家に対して、三方楽所として独自に謝礼金を渡すなどの記録もあり<sup>15)</sup>、公務での下向でありながら、楽人の側で現地でのさまざまな調整業務を行うことが必要となっていた状況が記されている。これも後述のように、この日光山御神忌については、出立以前にも何かと問題が多く発生していたのであるが、日光到着後も調整すべき事項が山積されたまま御神忌の諸行事が始まる中で、御神忌中も楽人たちは頻りに会合を開き、関係者に提出する願書類の作成や問題の協議と対応に追われた。その中には、後述のように未解決のまま帰京となり、持ち帰っての対応が必要となるものがあつたため、文均をはじめとする老分たちは帰京後も苦労を重ねることになる。

## その2 慶応元年日光山御神忌での奏楽記録

慶応元年4月に執り行われた徳川家康二百五十年忌となる日光山御神忌は、文化12年の先例を踏襲する形で進められた。その結果、奏楽担当の楽人については、日光楽人、紅葉山楽人に加え、三方楽所より楽人45名、菩薩役12名という大人数の出仕となっていた。

さて、神忌に先立って、4月7日から16日まで万部法要が行われる。万部法要での演奏曲目は〔表 - 3〕の通りである

〔表 - 3〕万部法要での演奏曲目

4. 6	御経習礼	
4. 7	万部開闢	小乱声、一越調音取、賀殿急、伽陀付物、十天楽、颯踏、入破、北庭楽、胡飲酒、酒胡子、中立後、乱声、菩薩、羅陵王、鳥急、回向付物
4. 8	万部	小乱声、平調音取、三台急、伽陀付物、万歳楽、抜頭、夜半楽、林歌、春揚柳、慶徳、中立後、乱声、五常楽急、合歡塩、還城楽、回向付物
4. 9	万部	小乱声、双調音取、春庭楽、伽陀付物、柳花苑、颯踏、入破、胡飲酒、鳥急、酒胡子、中立後、(乱声)、賀殿急、陵王、武徳楽、回向付物
4.10	万部	小乱声、黄鐘調音取、喜春楽破、伽陀付物、海青楽、桃李花、千秋楽、越天楽、西王楽破、拾翠楽急、中立後、乱声、河南浦、青海波、鳥急、回向付物
4.11	万部	小乱声、盤渉調音取、採桑老、伽陀付物、蘇合急、輪台、青海波、越天楽、竹林楽、白柱、中立後、乱声、鳥向楽、蘇莫者破、千秋楽、回向付物
4.12	万部	初日に同じ、十八日の習礼
4.13	万部	八日に同じ、十七日の習礼
4.14	万部	九日に同じ、十九日の習礼
4.15	万部	十日に同じ
4.16	万部結願	小乱声、平調音取、慶雲楽、伽陀付物、甘州、陪臚、老君子、越天楽、中立後、乱声、皇豊急、小娘子、扶南、一越調音取、廻盃楽、新羅陵王、回向付物、武徳楽

この万部法要中の奏楽については、三方楽所15名、紅葉山4名、日光楽人10名が出仕した<sup>16)</sup>。すでに述べたように、この間も、三方楽所楽人たちは、神忌のための装束に関する申し合わせなどに加え、旅宿の件、帰路の人足および馬に関する要求、さらには、御下行米を始めとする出仕に関する報酬および日光滞在中の必要経費である賄料の支給に関する願書などを提出しており、『楽所日記』には、本来の奏楽業務以外の案件処理に追われる落ち着いた様子が記されている。

16日の万部法要結願に引き続き、朝廷よりの例幣および臨時奉幣が行われ、その夜の神事には日光楽人のみが出仕した。17日には御祭礼と奥院御法会が、18日には御経供養が、19日には勅会曼荼羅供が執り行われる。以下の〔表 - 4〕に、それぞれの神事・法要で演奏された曲目を記載する。

〔表 - 4〕日光山御神忌での演奏曲目

4.17	御祭礼	東遊、蘇利古、慶雲楽、抜頭、十天楽 次八乙女、日光楽人東遊、田楽 次東遊、次蘇利古、下楽 陵王、還幸 還城楽、神輿庫納之時 合歡塩
4.17	奥院御法会	法要での回向伽陀に付物を演奏
4.18	御経供養	鳥向楽、一曲 舞楽法要として、登高座 宗明楽、振鈴、迦陵頻・胡蝶、太平楽・陪臚、陵王・納曾利、退出 長慶子
4.19	曼荼羅供	鳥向楽、一曲 舞楽法要として、登高座 安城楽、振鈴、万歳楽・延喜楽、春庭楽・白浜、抜頭・還城楽、退出 長慶子

『楽所日記』に残された記録によると、17日の御祭礼では、日光楽人は「日光楽人東遊」とされる東遊のみに出仕し、残りの奏楽は、三方楽所楽人57名および紅葉山楽人が行っている。このうち、東遊で和琴を勤仕した多時久については、紅葉山楽人が日光山神忌で和琴を担当した「御再興以来初例」とされる。さらに同日は、「七ツ半比御宮参集所へ参集、着衣冠単、夜五ツ過比奥院へ出仕」とあり、奥院での法会が行われている。出仕楽人は、「南都より三人、天王寺より三人、京都より二人、當所楽人七人、十五人出勤也」と記録されている。

翌18日の御経供養については、「辰剋 新宮拝殿へ参集、一番鐘廻廊へ出仕装束着之」とあり、前日に同じく三方楽所楽人に紅葉山楽人が加わっての奏楽が行われた。ここでは、法要に先立っての行道で、鳥向楽と一曲が演奏され、「導師向儀、菩薩十二人二行六人ツ、鳥蝶四人左右舞人各二人ツ、左右楽人各六人太鼓鉦鼓各二人左右立列如尋常、場所狭少重列之体、向幄前江進之時、先楽行事、次雅楽寮、次菩薩、以下次第参向、幄前衆僧向合、左右立列、其次楽行事列立以下如進行向立、入陽明門、左右鉦鼓、右へ折至舞台之前、後左右分立北面、以下次第列立左東楽屋前、右西楽屋前、此所依狭少重列同様也」と、限られた空間でありながら数多くの楽人が出仕したことで法要が盛儀であることがアピールされたことと推測される。ただし、舞楽については、「用短説也」とあり所要時間の短縮が図られたようである。

続いて、19日には曼荼羅供が挙行される。18日の経供養法要に同じく、楽人が列立しての道行に始まる舞楽法要が執行され、その終了後、楽人により、「御宮庇楽屋ニ而長慶子奏数反」として、一連の儀式の終了を告げる長慶子の奏楽が繰り返された。以上により、今回の出仕における奏楽は完了したことになり、三方楽所として、輪門様、御老中、寺社奉行、伝奏、四辻殿、楽行事、執當への「無滞相済候為御悦」を申し上げるべく「三方惣代、昌長、真節、新秋参上」とある。

文化12年の二百回御神忌の際とまったく同じ曲目が演奏されたこれらの奏楽記事において注目すべきことは、万部法要での奏楽においては、三方楽所楽人・紅葉山楽人・日光楽人が等しく演奏に参加していたのに対し、17日から19日にかけての大会での奏楽においては、日光楽人は、17日の御祭礼において独自に東遊を奉納するのみであり、それ以外の奏楽については三方楽所楽人および紅葉山楽人だけがこれを行なっていることであろう<sup>17)</sup>。

なお、『楽所日記』には、三方楽所楽人たちが、京都においても毎年5月17日に、当番楽人の自宅において「東照宮三方奏楽」を行っていた記録がある<sup>18)</sup>。この年、慶応元年には、4月に日光山御神忌に出仕しているが、帰京後にも例年通り5月17日に「三方奏楽」が行われている<sup>19)</sup>。

### その3 帰京まで

日光山御神忌の儀式も終了した19日の夕刻、東儀文均は四辻殿に呼ばれ「此度罷下候京都楽人参府不及」とする老中水野和泉守よりの通達があったことを知らされる。これを受けて、三方楽所楽人たちは帰京の準備に入るが、帰路は〔表 - 5〕に示したように、3組に分かれての移動となった。

〔表 - 5〕帰京のためのグループごとの復路日程

	人数	出発日	到着日	日数	
一番	15	4.23	5. 8	15泊16日	楽人15名 = 先発隊
二番	19	4.24	5.10	同上	4.11、4.12日光到着の組 楽人16名、菩薩人3名
三番	22	4.25	5.13	18泊19日	4.13、4.14日光到着の組 楽人13名、菩薩人9名
別行動	1		9.28帰京		近俊は、神忌下向と日光楽人指南（東遊伝授）とを兼務のため、別行動
合計	57				

東儀文均は4月23日出立の組であるが、この日は、「梶井宮御出立、堂上方、地下等一時相成問屋混雑ニ而人足継立出来不申」という状況で、初日から以後の宿場を変更、この日は壬生道の壬生で宿泊の予定がはるか手前の板橋になり、千住に着いたのは、当初の予定より一日遅れての4月26日であった<sup>20)</sup>。江戸城での舞楽上覧があるとなれば、しばらくの期間、江戸滞在が可能であるが、この行事が取りやめとなったので、翌27日に品川宿に移動するまでの江戸滞

在を有効に使わなければならなかった東儀文均は、縁の人々との再会を果たすために、かなり忙しく行動する。

すなわち、26日に江戸に到着すると、かつて京都の自宅に下宿させて指導を行なった山田元三郎に書状を出し<sup>21)</sup>、翌27日は、楽器商菊岡宅へ出向き、そこで「平調三曲斗合奏」とある。その間に、かつて、東儀文均が江戸へ下向して雅楽指導を行なった三上藩主遠藤家へ連絡がなされたらしく、遠藤家より古川庸之助が来訪する。その後、菊岡と遠藤屋敷へ出向く。民部大輔殿と面会し「平調五曲合奏」の間に、遠藤但馬守が帰宅し面会する。遠藤家では食事を供され、金100疋と小袴を頂戴して夕方退出する。菊岡からも饒別として金200疋を受け取り、南品川の宿へ到着すると、そこで弟子の山田元三郎が文均を待っていた。このように、短い滞在時間にもかかわらず、縁の人々に面会すべく精力的に行動しているが、その久しぶりに再会した人々と雅楽の合奏を行なっていることに注目したい。また、この江戸での一日の行動が、東儀文均の単独行動であったのか、他の楽人も同伴であったのかは不明であるが、同伴者の記載がないことから単独行動であったのではないかと推測される。

東儀文均たちの組は28日に品川を出立、途中、酒匂川の増水などで予定が遅れがちになりながらも、5月8日に京都に戻っている。帰宅時の記録には、同じ組の楽人たちについて、「今朝帰京」あるいは「午後帰京」などと聞いたとあるため、帰路の後半に関しては、15名のグループの楽人全員が行動をともにしていたわけではないようである。江戸時代のこの時期においては、三方楽所の楽人たちは、それぞれに弟子筋の素人楽人たちを指導していたため、京都近辺の道中においてそれぞれに訪問すべき場所があり、江戸での東儀文均のように単独行動をとる場合があったことが推測される。これは、他の組についても同様であったようで、『楽所日記』には、グループ単位での帰京についての記録ではなく、それぞれの楽人について個別に帰京の情報が記載されている。そして、最終的には、5月14日付で、日光山残留の窪近俊を除く56名の帰京届が四辻家に届けられた。

こうして、東儀文均の場合は、元治2年3月21日に京都を出立、5月8日帰京（この間に改元があり、慶応元年となる）という長丁場となった日光山御神忌下向は終わった。しかし、出発前からさまざまな問題を抱えていた今回の日光山参向であったため、以後、数年間にわたる東儀文均をはじめとする楽所の要職者たちの苦労は、この時点から始まることになる。

### 3 慶応元年四月日光山参向に際しての三方楽所よりの要求について

『楽所日記』における日光山二百五十年御神忌に関係する最初の記事は、巻三十二の元治元年4月26日条にある。すなわち、「明年日光山 東照宮 神忌ニ付」として、治部省より辻治部少丞、雅楽寮より多雅楽権助のほか、「楽人四拾五人、菩薩役拾貳人」の出仕について、「右差支之義無之候哉、尤未夕御内意被仰出候二八無之、但参向差支無之候哉明五ツ時半比迄尔御取調可被成候事」とする書面が、「坊城殿侍」、つまり武家伝奏坊城家<sup>22)</sup>から提出された旨が、四辻家より三方楽所に対して伝達されたとする記事である。三方楽所としては、早速、出仕予定者の名簿を認め、これを四辻家に提出する。

その後、同年7月には「禁門の変」が起こり、楽人たちも、市中混乱に巻き込まれている<sup>23)</sup>。が、こうした状況にもかかわらず、『楽所日記』巻三十三の同年9月21日条には、前日に四辻家より、「明年東照宮神忌ニ付 明和、文化度之例、楽目録其余万端認可差出旨御沙汰」があり、先例の楽目録及び関係書類を作成し提出するようとの指示をうけて、これらの書類の作成が、南都方奥豊後守好文、在京天王寺方東儀河内守文静により進められることになったと記される。

翌元治2年正月18日には、四辻家よりの呼び出でて、かつて治部省で割り当てられた出仕者としての辻治部少丞近陳の出仕が取り消された旨が伝えられ、その結果としてすでに提出した「交名」を書き改めて提出した記事がある。つまり、この辻近陳を三方楽所楽人として出仕させるべく、三方楽所内での調整を行い、名簿を作り直したのである。とはいえ、楽人の出仕予定人数は、楽人45名に南都右方楽人を含む菩薩役12名、合計57名で変更されてはいない<sup>24)</sup>。

このような文書のやりとりを踏まえて、三方楽所の側では、来る4月の日光山御神忌への三方楽所よりの出仕は、楽人45名、菩薩役12名、合計57名であることは確定事項と理解し、また、すべての次第は、文化12年の御神忌に同様の規模で執り行われるものと了解していたと考えられる。その了解の上で提出されたのが、以下の要求である。

### その1 御手当金について

『楽所日記』巻三十三2月3日条によれば、三方楽所楽人から楽奉行四辻家に対して、以下の口上覚が提出されていることが分かる（引用史料の通し番号および史料中の下線、〔 〕内の記事は筆者による。以下同様。）。

来四月於日光山 御神忌 私共参向被仰付難有奉存候、右御下行米其外頂戴物等文化度別紙之通二御座候得共、当時節柄、参向輩支度相整不申候二付、私共甚、心配仕候間、何卒格別之以御憐憫、為御手宛人別金八百両宛頂戴仕候様奉願候、右金子之内五百両急、頂戴仕度、右金子ヲ以支度等取掛り申度候間、此段宜御沙汰奉願候 以上

丑二月 東儀近江守〔東儀文均〕  
窪 甲斐守  
多 三河守

四辻前大納言様御内

八田織部殿  
石尾監物殿

つまり、開港以来の諸物価高騰という経済情勢の不安定な幕末期においては、文化12年の日光山御神忌出仕での御下行の内容ではとても必要経費がまかなえないとする理由で、先例にない「御手当金」を頂戴したいと申し出たのである。従前は、三方楽所楽人の日光山下向に際しては、御下行米、御加布施、賄料、浄服料、路物が支給されていた。これらについては、文化12



年の例書により〔表 - 6〕にまとめた。三方楽所は、今回の出仕にあたり、それらに加えて事前準備金としての御手当金を要求しているのである。その金額は、一人当たり800両、この時期の貨幣価値の凋落ぶりを勘案しても、かなりの高額である。

『楽所日記』には参向にあたって用意すべき品は記載されてはいないが、一つの例として、〔表 - 2〕の3月20日の項に、「芝筑州、在天羽州、和州へ兼而願之袍相渡候事」と引用した記事が参考になろう。加えて、延享2年(1745)の記録「権現様百三十回忌於紅葉山法華八講御用之留」(『四天王寺楽人林家楽書類』第48冊)には、紅葉山下向にあたって、「参勤之御衆中狩衣指貫熨斗目長上下半上下白小袖等見苦敷無之候様二御用意候事」とする指示が明記されている。今回の日光下向にあたっては、熨斗目以下の装束については不明であるが、〔表 - 2〕に引用した『楽所日記』の記事により、「狩衣指貫」については体裁を整える必要があったと推測され、この袍はこれに相当するのであろう<sup>25)</sup>。

『楽所日記』巻二十二によると、元治2年3月6日の条に、「行業丈入来位袍願之事」とあり、南都方興行業が、東儀文均に袍の仕立ての仲介の依頼に来たことが記される。これを受けて文均は、その仕立てを「鍵吉」へ依頼したが、その日の午後、四位の袍を三領、五位の袍を五領引き受ける旨の回答を鍵吉より受けている<sup>26)</sup>ので、少なくとも出仕予定者のうち、8名の楽人は、『楽所日記』の記事によると一領につき12両とされた狩衣の袍を新調したらしい。

さて、三方楽所は、同月22日条によると、「口上覚」として、「来四月於日光山 御神忌私共参向被仰付候処、當時節柄ニ付為御手當人別金八百両宛頂戴仕候様奉願、右金子之内五百両宛急々頂戴仕度旨先達奉願置候処、最早追々日数も無之甚心配仕罷在候間、乍恐右金子之内式百五拾両ツ、急々頂戴被 仰付其内出立前頂戴被 仰付候様、奉願上候、此段宜御沙汰奉願候」とする願書を四辻家に提出している。当初の要求金額800両のうち、2月3日の時点で、すぐにでも支給されたいとしたのは500両であったが、22日になると、とりあえず250両だけでも出立前にいただきたいとなっている<sup>27)</sup>。これらの要求は、三方楽所楽人を支配する楽奉行四辻家を通して、武家伝奏へ、そして京都所司代へと伝えられるのであるが、その後も幕府側からは何の回答もなく、三方楽所からは2月28日にも同様の口上覚が提出されている。

3月に入っても京都所司代からの回答がないという状況にあって、三方楽所からは次のような「奉再應願口上覚」が3月10日に提出された。

来四月日光 御法會ニ付都而文化度之通相心得候様御達之趣奉畏候、先例之通十五人案三月十五日発足、同廿九日登山可仕心得ヲ以支度罷在候処、當時節柄ニ付万端私共及自力兼候義共ニ而一同心配仕候、仍而無抛御手当金頂戴並道中人馬等御憐憫之義奉願上候所、御沙汰無之、最早追々日数無之候得者、発足之日限無抛日延二相成、万部奏楽御用前登山難出来候得者恐入候、右者、先達日限御宥免之願書差上置候処、今以御沙汰無之候ニ付、再應奉願候、何卒右之次第 御憐察被為成下候様奉願上候、此段何分宜御沙汰之程奉願候

当初は、先例に基づき、万部法要出仕のための先発隊は3月15日の出立を予定していたらしい

が、すでに見たように、先発隊の出立日は3月20日となった。御手当金支給に関する見通しが不透明な中で京都を出立する日程を遅らせざるを得なかったのであろう。三方楽所としては、このままだと万部法要への出仕が出来かねると脅しを含ませ、なんとか御手当金の支給についての回答を得ようとしている。また、後に触れる道中人足についても配慮を依頼する。

これに対して翌11日、武家伝奏を通じて四辻家に届いた回答は、「日光下向の楽人人数を減少できないのか」と質問するものであった。日光山御神忌は勅会として執行されるが、その費用はすべて江戸幕府が負担する。楽人側からの要求に応じかねた幕府側が、経費削減のために出仕人数の削減を行なおうとした様子が伺われる。これを受けて楽所の側もその日のうちに、

「此度日光山御法會舞楽参向人数減少之儀御達奉畏候、舞楽人四十式人、外二菩薩役六人参向被仰付候得者、舞楽ヶ成二相勤可申候、此段可然御沙汰奉願候」と回答している<sup>28)</sup>。

しかし、翌12日には、「来四月日光御法會都而文化度之通被 仰出候ニ付則御例之通人数書付差上、則一同江茂被仰出候趣触知罷在候得者、右之心得ヲ以一同支度萬事用意之心積り仕、大体相調罷在、其内御手当も被下次第取拵足可仕覚悟之所、不存寄人数減少之御沙汰ニ付、一同當惑」として、昨日の例書は、日光山神事の例ではないので参考にはならないとした上で、日光山御神忌は、「格別御大切之御神忌にも被為在候得者、何卒御式百回御忌之通人数参向被仰付度」とする願書を提出する。文化12年の御神忌を例として行うという通達を受けて準備を進めていたと主張して57名の出仕を認めることと、あわせて、出立するべき日も迫っているので、御手当金の支給を急がれたいとを訴えたのである<sup>29)</sup>。これにより、人数削減の件については、この日の夜、四辻家から「来四月日光山 御法會文化度之通参向更被仰出候事」との回答を得て、要求の一つは通したものの、御手当金については何の連絡もないままであった。

先例によるのであれば出立日となったはずの3月15日の三方楽所からの口上書は、「日光山 御法會参向被仰付候舞楽人四十五人之内十五人之輩、今十五日発足可仕先例二御座ニ付、其心得ヲ以支度可仕管二御座候得共、時節柄ニ付及自力不申万端、御手宛金頂戴並道中人馬御増等之儀奉願候処、今以何等之御沙汰無之、依先例南都、天王寺より参向之輩も有之、前後往来隙取候ニ付、発足日限延日相成万部奏楽御用前参着難出来成行右之次第乍恐無是非御断申上候間、此段武辺江宜御沙汰奉願候」というものであった。

これに対する所司代切紙の写しが『楽所日記』に残されている。それによると、「右者最前地下人等為御手当金廿五両宛被下候段被御達申置候得共」とあり、すでに地下官人に対し25両の御手当金の支給が伝えられていたのに対し、楽所からは「支度用意出来兼候」とする申し立てがあり、さらに「堂上方茂同様之趣意ヲ以相願候趣」を受けて、「右者容易二取扱可相成筋ニ者無之候得共、実ニ当節物価沸騰之折柄難渋之次第無余義相聞再應被及御掛合候筋も有之候ニ付出格之儀を以別紙之通取替可相渡候」として、特例として楽人一人当たり200両の支給が行なわれることを通達するものであった。が、同時に「尤路物ハ別段渡方無之候」と明記され、前回支給された路物、すなわち交通費は支給されないことになった。

これにより、幕府側が、慶応元年の日光山御神忌に際しこれに下向して出仕する地下官人に25両の御手当金を支給しようとしたことが、三方楽所としての前例にはない御手当金を要求す

る根拠になっていたらしいことが分かる。さらに、そのような御手当金を必要としていたのは、堂上方も同じであると記載されていることから、幕府側が、諸方面からこのような高額の手当金を要求され、その対応に苦慮していたのであろうと理解される。

さて、楽所の側では、要求額800両の御手当金が200両になったとはいえ、なんとか京都出立前に御手当金の支給を受けた<sup>30)</sup>ことで、早速、出仕各人へその金額を振り分ける作業を行なっている。そこで、この200両のうち、各人5両を三方楽所への預け金とすることが決められた。なお、東儀文均は『楽所日記』巻二十二3月17日条に「百九十五両支度金受領之事」と記載しており、この支給金があくまで「支度金」であったとする認識を示している。

〔表 - 6〕文化12年日光山御神忌の下行物など

名目		総額	一人当たり	
御下行米	御下行米	1355石	30石	楽人45名
	同	360石	30石	菩薩役12名
	同加増	70石	10石	年寄り7名へ
	合計	1780石	3.25に仮手形を発行翌年5.28に本紙手形	
御加布施		鳥目1125貫文 5.11関東にて頂戴	25貫文	舞楽人45名へ
御賄料	日光山到着日 ～5.13	36貫584匁	19匁	舞楽人45名
		5月支給	16匁	菩薩役12名
御賄料	5.14～5.23	8貫990匁 6月支給	不明	57名9日分
浄服料		金513両 9.28帰京後頂戴	9両	57名分
路物		鳥目112貫500文	一日80文	楽人45名、30日分
		同253貫124文	一日60文	楽人下人135名分、30日分
		同30貫文	一日80文	菩薩役12名、30日分
		同45貫文	一日60文	菩薩役下人24名、
	合計	鳥目440貫624文 7月支給		

## その2 御下行米などの出仕に対する報酬の支給をめぐって

慶応四年日光山御神忌下向に際して、楽人たちは、史料に見たように、〔表 - 6〕としてまとめた文化12年御神忌の先例に基づき、御下行米、御加布施、賄料、浄服料、路物の支給は当然のこととし、さらに、この時期の経済状況から従前の支給物では支度が整えられないとして、新たに御手当金の支給を求めた。結果的には、御手当金は楽人一人当たり200両が支給され、これをもって路物の支給は行なわれなくなった。ここで、注目しておきたいのは所司代切紙において、「尤路物ハ別段渡方無之候」と明記されているが、それ以外のものについては何も触れられていないことである。すなわち、この時点では、関係者としては、御手当金の支

給が、すなわち、その他の一切の下行物の支給を行わないことではないという理解があったといえよう。それゆえに、東儀文均もその日記に「支度金」と記載したと考えられる。

また、この時点では、日光山御神忌参向前の楽人たちの意識は、主に、御手当金を拝領することに向けられており、報酬にあたる御下行米その他については、史料の提出後は、同年2年28日に確認の書面を提出したのみで、あとは、以下の に引用の3月20日の先発隊出発当日の最終確認が行われているだけである。今回の御神忌については文化12年の例によると通達された上に、御下行米などは行事終了後の支給であることが通常であったため、御神忌参向前の時点では、ともかく御手当金を無事に拝領することが三方楽所としての一番の目的とされ、御下行米などについては、「文化度之通」に支給されることが当然と理解されていたのであろう。

3月20日の口上書では、「来四月日光山 御神忌ニ付、御下行米以下拝領物書付ヲ以先達奉願上置候、先例如左」として、「一 御賄料 御加布施 右於日光山拝領仕度候事、一 浄服料 右文化度於京都拝領仕候得共、於此度者右同様於日光山拝領仕度候事、一 御下行米 右先例之通、右之条、以御憐愍願之通被 仰付被下候得者難有奉存候、此段宜御沙汰御奉願候」とあり、御手当金の支給により、給付されないとなった路物を除く下行物を日光で拝領したいと申し出ている。なお、文化12年に支給された御加布施については、江戸城内での舞楽上覧に伴う支給であったという意識が楽人の側にもあり、この時点では請求されていない。

この口上書が提出された経緯として、『楽所日記』には記録が見当たらないものの、楽人たちが京都を出発する以前の時点で、江戸城内での舞楽上覧は中止になったとの連絡が楽所側にあっただけで、そこで、三方楽所としては御下行米ほかについては、従前のように江戸に下向しないのであれば日光で受け取りたいと申し出たのである。ただし、この件については、情報が錯綜しており、日光到着後、楽人側が再び振り回される状況になることを後に述べたい。

史料 でみたように、すべての下行物を日光で受け取りたいと四辻家を通じて幕府側に申し出た三方楽所楽人は、日光山到着後、同様の願書を、「御神忌ニ付御下行米已下拝領物於京都書面ヲ以奉願上置候先例」として、「寺社奉行所 御役人中」宛てに提出する。しかし、公用人鯖江国清は、楽人と面会のうえで、「未夕御老中より御達無之候ニ付難取次趣ヲ以被差返、尤押而被申入候得共無是非被持還候事」と、この書面の受け取りを拒否する。

結果的には、上記のように、京都を出立する以前に史料の願書を四辻家へ提出していたにもかかわらず、日光において三方楽所楽人に支給されたのは、「御賄料」のみであった。『楽所日記』巻三十四の4月22日条に、「請取申御賄料之事、一、銀拾八貫百六拾七匁 賄料、此金三百貳両三歩ト永三拾三文三分、但金一兩ニ付銀六十目立」とあり<sup>31)</sup>、その支給額は、楽人は一人一日あたり銀19匁、菩薩人は銀16匁と記される。これは、文化12年の例に同じ額面であるので、当時の経済状況からすると、満足できる金額とは言えないであろう。

このようにして、三方楽所側の要求にもかかわらず、日光で支給されたものは、まさに現地での必要経費に当たる賄料のみであった。したがって、それ以外の支給をめぐる争いは、京都へと持ち帰られることとなる。

### その3 江戸城における舞楽上覧について

慶応元年4月の日光山御神忌は、文化12年の例に従って執り行われるとのことであり、三方楽所としては、日光山での神事後、江戸に下って江戸城内での舞楽上覧があるものと期待していた。また、『楽所日記』巻三十三2月22日条にもあるように、京都所司代からも、江戸城での舞楽上覧にむけて舞楽目録を提出するようにと、四辻家を通じての指示があった<sup>32</sup>。

これを受けて、三方楽所の側では江戸城での舞楽上覧が行われるという前提で、紅葉山楽人岡江州に宿舍の手配を依頼するほか、同28日には、「御神忌被為濟参勤之輩江戸表江参着仕候上於御城御目見被仰付候事、御暇被下候節時服一重宛拜領仕候事、御能拜見御料理被下候事、右之趣此度も先例之通被為仰付被下候様奉願上候 此段可然御沙汰奉願候」との要望を提出し、3月5日には、「於御城中舞楽御一覽相済候後、為御褒美舞楽人江銀貳百枚、菩薩助役之者江銀卅枚、文化之度者拜領仕候間、此段可然御沙汰之程奉願候 以上」とする口上書を四辻家に提出している。

この件についてはその後記録がないものの、すでに述べたように、東儀文均ら先発隊が日光に到着した直後、寺社奉行よりの「御法會ニ付京都より罷下候楽人、日光山より当地へ罷越候節舞楽上覧可被遊候旨被仰出候間、其心得にて可為出府」とする通達を受ける。これを受けて、三方楽所同日、3月5日付で、「於御城 御目見被 仰付候事、御能拜見被仰付候事、御暇被下候節御時服一重宛各拜領仕候事、御加布施鳥目千百式拾五貫文頂戴仕候事、淨服料各金九両宛都合五百拾三兩頂戴仕候事、御賄料各頂戴仕度事、舞楽御上覧御褒美頂戴仕候事」とする例書を寺社奉行に差し出すが、同時に、京都で「此度八参府不及旨御達」があり、それゆえに下行物を日光で受け取りたいと申し出たのであると説明する。それに対し、公用人鯖江国清は、「何分不及参府趣是迄も関東より御達無之候ニ付文化度之通相心得候様被達候事」と回答する。三方楽所としては、どのように対応すべきか困惑する状況となった。

しかし、この時点では四辻家は日光に到着しておらず、三方楽所としてはなんとも判断ができないまま、3月18日の時点で四辻家に対し、「去ル三月参向前、此度者、参府不及趣被仰下候ニ付、奉畏居候処、當処参着後、寺社奉行所より於城中舞楽 御上覧可有之候間、右相心得参府可仕様御達ニ付、傳奏方より京都ニ御達之趣申演候得共、何分文化度之通心得候様との御達御座候ニ付、参府進退如何相心得候時宜候哉、此段相伺度候間、宜御沙汰奉願候」と問い合わせる。すると、翌3月19日に、高家よりの御達として、「此度罷下候京都楽人参府不及旨、水野和泉守申聞候事」とされた旨が四辻家から伝えられる。このように、三方楽所は関係者の連絡不十分が原因で振り回された印象があるが、反面、三方楽所の要求する報酬が、幕府側の対応に混乱をきたした原因となった可能性もある。この例に示される情報の錯綜ぶりが、この後に考察する楽人への御下行米などの未払いの原因のひとつとなったことは否めないであろう。

また、慶応元年の日光山御神忌が「文化度之通」に執り行われるとされながらも、江戸城での舞楽上覧が中止になった理由についても考えておく必要がある。すでに触れた幕府側からの日光山へ下向する楽人人数の削減ができないのか、とする申し出があったことから分

るように、それは、やはり経費削減を目的とするものであったのであろう。しかし、このことは、当時の江戸幕府側が舞楽を軽視していたことを示すものではないということにも留意しておく必要がある。たとえば、元治元年に行われた將軍上京に際しての舞御覧<sup>33)</sup>のため、舞楽装束の修理が行われたが、それは京都所司代の管轄のもと、幕府の援助で行われたものであった。このように、將軍家は、三方楽所に対して知行地を与えただけでなく、幕末に至っても、朝廷の権威と直結する雅楽演奏を維持するために必要な援助を行っていた。こうした経緯から考えても、江戸城における舞楽上覧は、儀式として不必要なものとされたためではなく、やはり、純粋に経費上の問題から中止されたと考えるべきであろう<sup>34)</sup>。

#### 4 御下行米の支給をめぐる

日光参向前の御手当金の支給により路物は支給されないことが決定され、かつ賄料については現地での支給を受けたのであるが、日光参向以前から三方楽所楽人たちが要求していた御下行米、浄服料、御加布施の支給については、現地でもなんの回答も下されないままに楽人たちは京都に戻るようになった。三方楽所は、京都に戻った後、これらの支給を求めて活動を展開する。

日光参向前の御下行米他の支給を要請する文書についてはすでに述べた通りであるので、以下においては、帰京後、慶応元年から慶応3年までの間に三方楽所から提出された口上覚を中心に、楽人の動きを見ていこう。関連する記録および記事は、『楽所日記』巻二十三から二十五、同じく『楽所日記』の『老分役録』巻三十四と三十五の計5冊にわたって、相互に補完しあう複雑な状態で記載されている。これらの記録を時系列にまとめた結果を〔表-7〕とした。この表をもとに、幕末期の三方楽所楽人の日光山御神忌出仕にあたっての御下行米の支給を求める動きを見ながら、彼らを取り巻く状況について考察する。

〔表-7〕慶応元年日光山御神忌出仕に際しての御下行米支給に関する楽所の動き

通番号	巻	年	日付	事項・文書名・内容など
				原文の翻刻は「 <u>          </u> 」で囲む 下線は筆者によるもの。
1	23	慶 応 元 年	5.10.	「四辻殿御帰館」
2	34		閏5.10	「 <u>季熙手続</u> ヲ以案文西村庄五郎江願込武邊之方聞繕、内々指図有之候事、右案文ヲ以野宮殿雑掌木下右衛門出対内々面会之儀、兼日願遣し置候ニ付、今日持参、文均面会、熟談致し置候ニ付、内々指図之趣ヲ以四辻殿江可申立事談候置、廉菓持参」
3	34		閏5.11	口上覚
				上の願書を四辻家へ提出する。 御下行米、浄服料については、文化 12年の例書を添え、同額の支給を求 める願書一通。御加布施については、 文化12年の例書を添え、今回は江戸

慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる

		慶 応 元 年		御下行米の願書は落手、御加布施の願書は預置となる。	参府に及ばずということであったが、出立以前の願書があるとして、文化度に同額の支給を求める願書一通。
4	34		6.12	再應奉願 口上覚  御下行米・浄服料の願書 および御加布施願書 四 辻前大納言様御内八田織 部殿・石尾監物殿宛、持 参  御預置相成候事	上に同じく、御下行米、浄服料で一通、御加布施で一通とし、それぞれ文化12年に同額の支給を求める
5	23		6.12	上につき、「日光御下行米再願四辻殿へ多河州持参之处、思召有之候ニ付書改ノ相談、河州入来之事」と日記にある。	
6	34		8.26	奉願口上覚  御下行米、浄服料、御加 布施支給の願書。3件に つき、まとめて一通とな る。 四辻前大納言様御内八 田織部殿・石尾監物殿宛、 持参する。 「御落手之事」	願書の内容は従前に同じであるが、新しい主張として、「諸司其外江も被下候趣承知仕候得者、何卒私共へも此節頂戴仕度一同奉願上候」とある。同年5月に他の地下官人へは支給があったことが後の願書で分かる。
7	34		11.22.	奉願口上覚  御下行米、浄服料、御加 布施支給の願書 四辻前大納言様御内宛	上に同じく、「諸司其外江者先達而御下行米被下候趣承知仕候得者、何卒私共へ御憐憫ヲ以此節頂戴被仰付候様奉願候」と繰り返す。
8	23		11.22	「午後、四辻中将殿御参役御衣文参殿、夕飯頂、並日光山御下行米頂戴仕度願書持参、御落手」と日記に記載される。	
9	34	慶 応 2 年	1.26	奉願口上覚  御下行米、浄服料、御加 布施支給の願書 四辻前大納言様御内八 田織部殿・石尾監物殿宛 へ持参、御落手とし、「右 五反目願書差上」と記載 する。	従前の内容を繰り返し、「最早年明ニ茂相成一同心配罷在候、何卒私共江茂以御憐憫此節頂戴仕度奉存候」と主張する。
10	34		2.21	「日光山御下行米未御沙汰無之ニ付、去十四日比、鍵吉為時候挨拶見舞、木下江金二百疋相贈、右下行米之儀一段骨折被呉候様、願込候処、承知委細被相含候ニ付、四辻殿より願書相廻候様、其上、木下より武邊掛ヶ合被呉候趣答ニ付、右指図候願書、今日、相談、草案出来之事」として、以下の願書。	
11	34		2.22.	奉願口上覚  御下行米、浄服料、御加 布施支給の願書 四辻前大納言様御内八 田織部殿・石尾監物殿宛	「去丑年后五月八月十一月、當寅正月等奉願上候所、今以何之御沙汰無之、浄服料、御加布施等之儀八先例於関東被下候処於此度八直様上京仕候事故無

南 谷 美 保

		慶心2年		四辻家へ持参、内容に相違があったとして書き改めた上で、御落手とある。	其儀」と今までの状況を確認して、早急に至急されたいと願い出る。 付記事項として、「先達而右願書伝奏方へ侍之衆中足労有之候二付、為会积金式百疋役所へ差出候事」
12	34		4.16.	再三奉願 口上覚  御下行米、浄服料、御加 布施支給の願書  四辻前大納言様御内八 田織部殿・石尾監物殿宛	「去丑年後五月八月十一月、當寅正月 二月等奉願上候処、何等之御沙汰無之」 「何卒遠路歩向、十ヶ日萬部參勤無滞 相勤候儀二御座候得者、御憐察被為成 下以御憐憫頂戴被仰付候様」 として、文化12年の例書を添える。
13	34		6.22.		「日光参向御下行米之事、昨年以来當春より度々嘆願書差出候得共御沙汰無之、 兼而相願置候野宮殿雜掌木下氏、其筋も少々不都合之趣二有之候二付、先廣橋殿 御内野村主馬、当時桑名候御所懸用人勤仕二付、兼而高範丈別添、且憩意河端 ヲ以相願候而、公用人へ申込候方可然相談治定二付、辻相州より高範丈江被相願 候様相談治定畢」
14	24		6.28.		「此度所司代用人野村、元廣橋殿御内江、高範手続ヲ以、公用人江日光山御下行 米被下方及内談候承知二付右為挨拶、公用人四人へ金三千疋ツ、野村へ同断、 右取扱河端氏へ金五百疋、右之通包拵へ相州、高範丈へ持参也、金三十七両貳 歩河州控、同五百疋予控」
15	34		6.28.		「過日申込候公用人含取斗之儀承知之趣、野村より河端ヲ以返答申来候趣傳承二 付、右挨拶、公用人四人へ金三千疋ツ、野村へ同上、河端へ金五百疋」〔日記 の巻二十四に同じ〕
16	24		8.21.		日光山御下行米について、四辻殿より、「一同之御下行茂可被下取斗、甚睦ヶ 敷候間、何分穩便」として、「彼は内々申込」などの状況が表沙汰にならない ようにと指導を受ける旨、記載される。
17	34		8.21.		「日光山御下行米之儀二付、廣橋家野村氏ヲ以、其筋へ兼而願込置候処、昨日申来 候趣有之二付用談之事」として、日記巻二十四の同日条に同じ内容の記述が続く。
18	25	慶心3年	2.1.		「午後、窪家へ行向、備州面会、去々丑年日光御下行米内願之儀面談」
19	25		2.20		「日光一件嘆願書致相談置」
20	25		2.21		「昨日、備州より相談置候通、野宮殿雜掌書添之事鍵吉ヲ以願込候二付、雜掌西 池、大塚へ金三百疋ツ、書記方江金式百疋相渡置候 尤予控也」 「野村より被申越候板倉公用人進物之金子之内五両為持遣候同人（備州）預之事」 「四辻殿へ差出候願書並役所へ進物之儀者、窪備州引受之趣」 等と記載される。
21	35		2月	奉願口上覚  御下行米、浄服料、御加 布施等之儀  四辻前大納言様御内 八田織部殿・石尾監物殿	原文は後掲の資料 参照 (イ) 経済状況を勘案して、御手当と して一人800両の支給を願い出たところ、 200両を頂いた。が、物価高騰の



慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる

	慶 応 3 年		宛  卷三十五の巻末に記載されるが、「日記」の記事より提出は、2月21日と判断される	折でもあり、借金をして何とか準備を整えた。帰京後は、先例により御下行米、浄服料等を受け取る事でその借金を返済する予定であった。 (口)元から十分な収入のない楽人は、遠路参向して、逆に借財をつくることになり、これでは家業として引き継ぐことができないと心配している。 (ハ)また昨年の大風雨のため、知行所も凶作で収納米も収穫できない状況だった。 (ニ)そのうえ当春の三節會、舞御覽も、諒闇中で行われず、その御下行米も無いために、食費にも事欠く有様である。 (ホ)勅会の曼荼羅供のみならず他の行事にも参勤したのに、勅会に参勤しただけの諸官人へは一昨年5月に、先例の通り御下行米を支給していると聞く。私共へも支給していただきたい。
22	25	2.22.	「日光御下行米嘆願書、昨日四辻殿へ持参、野宮殿へ被達候処落手之趣、窪備州より以書面被申越候事」	
23	25	3.6.	「窪備州より下行米内願之筋間違候哉書面先方より至来候付手紙被差越候儀ニ付、野宮殿雜掌之方尋合致度候ニ付、鍵吉へ両度参面談 鍵吉入来、野宮殿之方内願之筋、所司代へ進達去二月廿三日相違無之趣、大塚並書記方木村丹下被申答、御用日記等相記候有之、全西池間違二相違無之候ト被答候事」	
24	25	3.7.	上記を受けて、備州へ回答する。 「鍵吉へ参、西池之方より間違之趣、野村へ以書面申入被呉候様願込為菓子料金百疋、予控差出置」	
25	25	3.9.	「早朝、鍵吉入来、西池承知之趣」	
26	35	3.10.	「前大納言殿昨夜薨去候、依之宰相中將殿、壽賀麿呂殿被引籠候、御用之儀、西四辻三位殿江被預置候」との通達	
27	25	3.11	「四辻殿へ御悔参殿」	
28	25	3.16	「他行中鍵吉入、日光下行米内願之事」 「他行中、滋賀左衛門大尉、兼而願置候用答入来也」	
29	25	3.17	「早朝、鍵吉へ一件付参、同道窪家へ参、面談」 「野宮雜掌へ下行米一件申込打合及相談候事」 「昼後、下行米之一件、多肥州へ伝達参候事」	
30	25	3.18.	「昼後、鍵吉宅ニ而窪備州待合同道、野宮殿御内玄関へ参上、取次西池面会之儀申入、鍵吉ヲ以、金千疋西池へ、同五百疋同役大塚へ、同上書記木村丹下へ、	

南 谷 美 保

		慶 心 3 年		金二百疋ツ、書記加勢兩人へ、贈之置」 「西池面会、日光御下行米之儀、武邊へ往反之事、内々面談願置、承知之事」			
31	25		3.22.	「窪備州、高範丈、日光下行米内願之一件ニ付入来」			
32	25		3.23.	「河州、雲州入来、下行米之一件、八田へ取持之儀願込候筋合相談、八田宅へ雲州被行向候付、金五百疋相送候、都合予控」			
33	25		3.24.	「昼前後、雲州入来、八田へ願込候此度差出候嘆願之添翰都合宜内々宰相中将殿承知被致候趣ニ付、先々此段安心之事」			
34	25		3.25.	「此度差出候嘆願書之文面、内々指図西池之文面野村より相廻候趣書取右之訳ヲ以四辻殿添翰願出候段申談候事」 「右之次第書、鍵吉入来付申合、西池へ内談、飛鳥井殿の方へ都合克申込被呉候様、同人ヲ以願込候事」 「夕、多肥州入来、今昼後、兩人四辻家へ參殿」 「今朝西池へ鍵吉ヲ以及内談之処、此度之処八四辻殿直書無之候八バ都合悪由被申答候ニ付、此段八田へ及内談候処、宰相中将殿へ申入被呉御承知ニ付、八田、西四辻三位殿へ參上被申入呉候御承知之由、全八田分骨働被呉候ニ付内願出来之事」			
35	35		3.25.	<table border="1"> <tr> <td>奉願口上覚</td> <td>西四辻三位様御内 八田織部殿 岸本中務殿 四辻前大納言死去による</td> <td>上による四辻家への願書について述べ、「外參向之輩者如先例御下行米被下置、私共へは如何様之次第ニ而今以不被下候事哉」と述べて「何分ニ茂急々被下置候様何卒御當家様茂被仰立被下置候奉願度」とする。</td> </tr> </table>	奉願口上覚	西四辻三位様御内 八田織部殿 岸本中務殿 四辻前大納言死去による	上による四辻家への願書について述べ、「外參向之輩者如先例御下行米被下置、私共へは如何様之次第ニ而今以不被下候事哉」と述べて「何分ニ茂急々被下置候様何卒御當家様茂被仰立被下置候奉願度」とする。
奉願口上覚	西四辻三位様御内 八田織部殿 岸本中務殿 四辻前大納言死去による		上による四辻家への願書について述べ、「外參向之輩者如先例御下行米被下置、私共へは如何様之次第ニ而今以不被下候事哉」と述べて「何分ニ茂急々被下置候様何卒御當家様茂被仰立被下置候奉願度」とする。				
36	25		3.26	「日光御下行米之事、四辻家へ内願之次第ヲ以、西四辻三位殿直書、八田ヲ以、飛鳥井殿へ被申入候処、御承知之趣也」			
37	25		3.26	西四辻公格から飛鳥井中納言、野宮中納言への書面の控え			
38	25		4.8.	「鍵吉へ參、面談、窪家へ參、備州用談」			
39	25	4.12.	「西四辻殿より御達之趣難相分候ニ付、野宮殿へ予參上、取次へ相尋候処、御下行米の件ではなく別件についてであった				
40	25	4.13.	「八田宅へ行向候処出勤ニ付、御殿ニ面会、日光御下行米之事、過日御直書之返、御催促之儀内々申込、承知之事」				
41	25	4.16.	「去十四日野宮殿へ八田行向被呉候由、昨日被申候事」				
42	25	4.19.	「過日より日光山御下行米之儀内願置候野宮殿伝奏御役御免之趣、且廣橋殿、六条殿、久世殿、三卿義奏御役御免之趣」				
43	25	5.11	「日光御下行米内願方滋賀藝州へ多肥州ヲ以及内談候処、存寄之仔細被申越候ニ付、出願方之案文為相談、肥州同道窪家へ參、備州面会草案申談候事」 「夕方、滋賀家へ、肥州同道參面会、委細演舌願込承知之事」				
44	25	5.13.	「朝、滋賀藝州入来、兼而願置候一件、其筋へ被申込候手段演舌承候事」				
45	25	5.17.	「滋賀へ願置候用向ニ付、肥州入来、面談」				
46	25	5.18.	「滋賀へ頼込候用向ニ付、肥州入来、面談」				
47	25	5.19.	「多肥州同道、滋賀氏行向、藝州面会、兼而願込置日光下行米之一条、所司代				

慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる

		慶 応 3 年	公用人成瀬木工右衛門面会内談之處、何分御時節柄ニ付箱底相成及延引候訳、右催促ケ間敷儀共、役所難取斗旨被答候得共、是非談話ヲ以何分成瀬一骨折被呉候趣ニ相成候次第被咄」	
48	25	5.21	「滋賀氏へ日光下向節願書之内、下行米之事抜書認、肥州より被廻呉候様申入置候事」	
49	25	6.5.	「滋賀氏へ行向、藝州面談一件頼込置候事」	
50	25	6.22	「夜忠廣丈入来、過日より滋賀藝州へ願込置候日光山神忌下行米之内願之筋、諸司代公用人成瀬木工右衛門江段々引合結被呉、彼方より返答可有之處、時節柄取斗睦ケ敷候哉、頓卜返答無之」 「其上、藝州、兼而隠居願之通被免候ニ付、右隠居之身分、他様之政治向被携候儀不都合ニ付、右之訳を以、取扱之儀断之書面持参之事」	
51	25	6.23	「窪家へ参、備州面会、下行米出願方之願書草案申談」 「出来候草案四辻殿へ持参、八田へ及相談候処、宰相中将殿へ被申入御指図も有之、明朝可差出旨御沙汰之事」	
52	35	6.24	奉願口上覚 御下行米之儀 四辻宰相中将様御内八田織部殿・石尾監物殿宛 八田取次、願書御預之事	「物價沸騰之折柄」として、「是非當益前拝領仕之儀奉願上候」とする。さらに、「益前御沙汰も無之節者乍恐 御所御用金之内 八千五百五拾兩 但人別百五拾宛五十七人分、右之通拝借之儀奉願上度」とする。 別紙として、明和2年、文化12年の例書
53	25	6.25.	「忠廣丈入来、過日日光御下行米取扱方、滋賀藝州断之處、公用方より申来候趣有之候ニ付、来廿八日迄出願方見合可申候八八、否返答可申旨申来候趣被申聞候事」 「午後、雲州方へ行向及面談、四辻殿八田へ此段申入被呉候様頼入置候事」	
54	35	6.27	「差出候願書、不被及御沙汰趣ヲ以四辻殿より近俊御招ニ而御返却之事」	
55	25	6.28.	「窪備州入来、御下行嘆願御沙汰不被及趣ヲ以、四辻殿より被差返候ニ付面談入来、鍵吉、相坂、日野殿雑掌中江内談取次相願候事」	
56	25	7.4.	「夜、東儀河州、雲州、下行米一条、面談入来」	
57	25	7.6.	窪家訪問中に、「鍵吉被参合幸之事ニ付内願之次書面、山科筑州へ内願之下書相渡候而同道帰宅之事」	
58	25	7.7.	「窪備州方行向、二荒山下行米下書、山科より差図有之候ニ付、備州被認候事」 「光張、予、同道、四辻殿へ参上、八田当番、」 「例之通雑掌中へ白銀三枚内々之分差出」、また「昨年来、二荒山下行米之儀ニ付」として「挨拶三方より金三百疋差出」 「並嘆願書差出、御預之事」 「帰路、鍵吉へ立寄差出置候趣、山科筑州へ傳達之儀願置候事」	
59	35	7.7	「過日不被及御沙汰願書差戻候跡願文面相談之上、日野殿家山科筑州へ及内談、心添被呉候趣を以認持参、何分にも多人数嘆ケ敷存居候間、何卒傳奏御両卿御	

		慶 応 3 年		書添之儀四辻殿より御頼被下度旨、演舌を以八田へ申入候処、委細御承知願書之儀、右御預置之事」	
60	35		7.7	奉願口上覚 御下行米以下 四辻宰相中将様御内八 田織部殿・石尾監物殿宛	従前の主張の繰り返し。 「其上當年八諒闇中公事参勤茂無の殊 二難渋之仕合」と、楽人窮乏の様子を 述べ、「素より勅會参向之義二御座候 得共乍恐御憐憫ヲ以従其御筋武辺江御 沙汰之義奉願上度」とする。加えて、 諸官人への御下行米の支給があったこ とも触れ、楽所へも支給されたいと繰 り返す。
61	35		7.8	「昼後、日野殿へ予参上、山科筑州面会、二荒山下行米嘆願書、四辻家へ差出 参候間、相廻候節八宣御取斗之儀願入、承知之事、同人指図二付、飛鳥井殿へ 参上、同断口上雑掌中へ申入被呉候趣取次へ申置候事」	
62	25		7.12.	「他行中、鍵吉入来、過日差出候下行米嘆願書、四辻殿より月番飛鳥井殿へ御 廻達二付、伝奏方より御添書二而武家へ進達相成候趣」を山科筑州が伝えるとの 伝言 「窪家へ参、備州面談、此度挨拶金、山科筑州へ金五百疋相送候二付、鍵吉へ傳 達相願候」 飛鳥井殿方は、山科筑州からの指示を待つこととする。	
63	25		8.5.	「去ル丑年日光参向御下行米之事、嘆願及三ヶ年御沙汰無之、周旋尽力致方無 之候二付、三ヶ年之次第書面ヲ以次席河州、雲州相認」 「三方評議之儀を相願候事」	

〔表 - 7〕に示したように、慶応元年5月に帰京した後、慶応3年末までの間に、三方楽所からは11通もの御下行米・浄服料・御加布施を文化12年の例により支給されたいとする口上書が、四辻家雑掌八田および石尾宛に提出されている。このような願書は、四辻家が妥当であると判断すれば、武家伝奏へ廻され、武家伝奏から京都所司代へと廻されるのであり、日光参向以前の三方楽所楽人たちは、四辻家宛に文書を提出してさえおけば、要求はしかるべく処理されると考えていたようである。

ところが、状況が変化していることを、楽人たちは、先発隊の出発直前になって思い知らされる。元治2年3月15日、所司代からの切紙に従い、御手当金の受け取り方法について、町奉行御附取締の西村という人物と接触した東儀季熙<sup>36)</sup>が、御手当金の受け取り方の問い合わせのついでに、「道中人足嘆願之筋」についても内々に相談したところ、この西村から聞いた話として、「三方楽人何分不都合之筋合、全四辻家雑掌取次方不熱心之振合」と聞かされたことを東儀文均に伝えた。これを受けて、三方楽所老分3名とこの季熙とは、深夜、会合を開いた。その翌朝、「御手當金被仰付候為御禮」として、四辻前大納言へ金一万疋(25両)、四辻宰相中将へ5千疋(12両2歩)、雑掌八田、石尾の両名に2千疋(5両)ずつ、表侍中へ千疋(2両

2歩)を挨拶金として贈っていることから、つまりは、「不都合之筋」とは、このような挨拶金、つまりは賄賂が不足していたことを意味していたのであろう。あわせて、西村に対して、再び、日光参向に際しての人足増加の願書についても相談した。すると、その日のうちに、三方楽所側からの「楽人一人につき人足35名、馬2疋」という要求に対し、「出格之訳ヲ以此度限人足二人、馬一疋ツヽ、五拾七人江人別二被下候」とする回答がもたらされたのである。

この時の経験に基づき、三方楽所としては、帰京後の最初の願書となる慶応元年閏5月11日提出の願書作成にあたっては、〔表-7〕の通し番号2(以下〔表-7〕の2など表記する)にあるように、口上書の文面について、この町奉行御附の西村の指導を受け、武家伝奏野宮殿雑掌木下の指図も受けた上で、これを四辻家へ提出する(〔表-7〕の3)こととした。この時点で、四辻家から書面が廻される先の武家伝奏方へは根回しが済んでいたはずであるが、その後、同年6月、8月、11月、翌慶応2年1月、2月、4月と、繰り返し願書を提出するも、何の回答もない。

この間、慶応2年2月22日の願書提出にあたっては、再び武家伝奏野宮家中の木下に、しかるべき取り計らいの依頼をし、200疋の賄賂を贈っている(〔表-7〕の10)。なお、この際、木下との仲介は、鍵吉、つまり、文均と親交があり、日光下向の楽人用の袍を仕立てた装束師が勤めていたことがわかる<sup>36)</sup>。武家伝奏野宮家雑掌である木下へは、四辻家から廻った文書を京都所司代に廻す際への配慮を依頼している。かつ、2月22日に願書を四辻家に持参した際には、伝奏方へ文書を伝達する侍衆への心付けとして金200疋をあわせて差し出している。このように、日光参向以前の記録には殆ど見られなかった、武家伝奏家雑掌との接触および賄賂まがいの挨拶金の記事が、以後の『楽所日記』には頻出ようになる。

しかし、こうした根回しとそれに伴う配慮にもかかわらず、御下行米については何の回答もない状況の中で、木下氏周辺では何か不都合が生じたものか、これ以上同人を頼ることができなくなっただけ(〔表-7〕の13)。そこで、三方楽所楽人辻高範を通じて、河端氏から元廣橋殿雑掌で所司代用人を勤める野村という人物に、新たに根回しの依頼を行うこととなったが、この際も当然のこととして、挨拶金、すなわち賄賂が動いている(〔表-7〕の13・14)。

こうした三方楽所の動きに対し、慶応2年8月21日には、四辻家から、事を表沙汰にせず穏便に動くように、との指示がある(〔表-7〕の16・17)が、これは、派手な動きをしてはならないというもので、賄賂について禁止しているわけではないところが興味深い。しかし、この指示が影響したものが、慶応2年には、4月16日に口上書が提出されて以降、この通達の後のこの年のうちには、楽人の側から口上書を提出するなどの動きはない。

三方楽所の動きが活発になるのは、〔表-7〕からも明らかのように、慶応3年に入ってからである。慶応3年2月に入ると、楽所の側からは、伝奏野宮家の雑掌、京都所司代の用人へ根回しを行い、四辻家の雑掌にも、普段の挨拶に加えての進物を送った(〔表-7〕の20)上で、奉願口上覚が提出された(〔表-7〕の21)。この口上覚は、三方楽所楽人の窮状を具体的に訴えるという点で、それまでの単に支給を求めるだけの文面とは異なっており、『楽所日記』

巻三十五の巻末にその控えがあるので紹介したい<sup>37)</sup>(翻刻中(イ)～(ホ)およびアンダーラインは筆者によるもので、〔表-7〕の21の要約に対応する)。

一昨年四月就日光山御法會參向仕候楽人四拾五人菩薩役拾二人江被下候御下行米並淨服料、御加布施等之儀、同年五月以来数度奉嘆願候得共、今以何等之御沙汰も無之候ニ付、尚又嘆願仕候、(イ)一昨年參向被仰付候ニ付而ハ格別之時節柄故為御手當人別金八百兩宛奉願候処金二百兩宛被下置候得共、諸色格別之高直ニ而中々難行届ニ付銘々他借ヲ以漸參向仕候事故、帰京後先例之通御下行米、淨服料等頂戴仕候ハ、右ヲ以返済方可致覚悟之処、既ニ及三ヶ年ニ候得共今以不被下置、追々奥物等茂相嵩候ニ付而ハ他借仕候、先々より八毎々返済方之儀嚴敷申出、殆迷惑罷在候得ハ、此上被下方延引ニ相成候而者、右借錢方潰兼候様罷成可申、(ロ)素より薄祿之者共、格別之御法會遠路參向仕、却而借財方相残候而ハ、実以相続方にも差支、甚心痛仕候、別而、(ハ)昨秋之大風雨ニ而知行所茂意外之凶作ニ付収納米も過半無之、(ニ)其上、當春八三節會、舞御覽等茂不被為在、就而ハ恒例頂戴仕候御下行米も無之、旁以飯米之手當ニ茂差闕一同必至難渋之折柄ニ付、何卒格別之以御憐憫ヲ右法會參向之御下行米等急、被下置候様、奉願上候度、尤御法會ニ付、(ホ)私共ニおいてハ勅會之外御法會迄相勤格別之勤勞も御座候処勅會のみ參向之諸官人へは一昨年五月先例之通御下行米被下置候得共、私共へハ今以不被下置、甚以嘆ヶ敷奉存候、右等之次第御憐憫ヲ以何分ニ茂早々御渡之程、須ニ奉願候、此段宜御沙汰奉願候

この内容は、すでに〔表-7〕の21に要約しているので繰り返さないが、はたして、三方楽所楽人たちは、ここに記されているように、経済的に逼迫した状況にあったのだろうか。これについては、最後に考察したい。ただし、慶応3年に入り、御下行米の支給を求める三方楽所の動きがそれまでとは比較できないほどに活発になっていることには、ここにも記されているように、知行地の凶作、諒闇中の朝廷行事停止のために例年通りの下行米が下されなかったことが連動していると考えられ、楽所楽人の経済状況が悪化していた可能性は高いといえよう。

さて、この口上書が四辻家より武家伝奏へ、そして京都所司代へと無事に廻されたことは楽所の側としても把握しており(〔表-7〕の22・23)、当然何らかの動きがあるものと期待するが、何の御沙汰もなかった。この間、3月10日には、四辻前大納言が亡くなり、喪中の間、西四辻三位殿が、四辻家の職務を代行することになる。その間も、三方楽所は、関係者に多額の賄賂を積んで、御下行米の支給を受けるべく画策している。

すなわち、伝奏野宮家雑掌西池の指示のもと、四辻家雑掌八田を通じて四辻殿の添え書きを確保すべく動き、これは、当時四辻家が喪中であつたため、職務代行者の西四辻三位殿の三方楽所への御下行米などの支給を行なうようにとされた添え書きとなつて、同年3月25日提出の願書にあわせて伝奏野宮殿へと廻された。このことにより、なんらかの効果があるものと期待していたのであろう楽人たちは、野宮定功が、同年4月19日に武家伝奏を免ぜられたことを知って大きな落胆を感じたことであろう。

さかのぼって、慶応3年3月16日には滋賀左衛門大尉なる人物が新たに『楽所日記』の記録に登場し、文均は、この人物を通じて所司代公用人への接触を試みる。同5月19日に、先の滋賀氏が、所司代公用人成瀬木工右衛門<sup>ママ</sup>に接触して確かめたところ、楽所関係の書類は、「箱底」、つまり書類が山積みとなった下のほうにあるらしく、なかなか処理の順番が回らない状態であるが、この順番を早めることはなかなか困難であると返事があったこと、それを何とかするようにと伝えた旨の回答が同人よりあるが、その後も何も動きはなく、慶応3年6月22日には、この滋賀氏も隠居したとの連絡が入り、以後滋賀氏を頼ることが不可能となる（〔表 - 7〕の47・50）。

つまり、ここにきて三方楽所関係者は、完全に手詰まりの状態に追い込まれたのである。そこで、提出されたのが、慶応3年6月24日の願書である。ここには、〔表 - 7〕の52に示したように、御下行米などを盆前にいただきたい、それまでに支給がないのであれば、御所御用金から、楽人一人当たり150両拝借したい、とのそれまでにない要求が記される。このような要求が認められるわけがなく、願書は、6月27日に差し戻しとなる。この願書の、いわば非常識ともいえる文面からは、楽人たちのぜひとも何らかの下行を受け取りたいという気持ちを感じられ、楽人たちが、経済的にゆとりのある状況ではなかったことが理解出来るが、はたして、楽人がどれほど困窮していたのかについては、後に考えることとする。

なお、この150両という金額であるが、いかなる根拠で算出されたものか、それについての記録は『楽所日記』には記載されない。が、文化12年度の御下行米が30石であり、幕末期の経済状況からすると、慶応年間の米の値段は、文化・文政年間に比較すると4倍ないし5倍程度であったと考えられるので、浄服料、御加布施分と合わせて考えると、この要望額は、文化度の基準を、当時の経済状況で算定し直したものと、妥当な金額であったのではないだろうか。しかし、逆に考えると、下行相当物が150両相当ということであれば、日光参向前の幕府側が最初に地下官人に提示した御手当金が25両であったので、幕府側としては、三方楽所楽人に支給すべき金額は、本来であれば150両相当の下行に路物相当金額と、御手当金25両ということになり、すでに、日光参向前に支給した御手当金200両とは、その内に、しかるべき下行相当金額をすでに含んだ金額であったと判断したと推測できないこともない。しかし、それであれば三方楽所に対してその旨を伝える書面が通達されるはずで、やはり、このように度重なる三方楽所からの願書に何の回答もないという状況は理解しがたいところがある。

さて、このような思い切った願書が差し戻しとなった後も、楽人たちは、先の野宮殿に代わり武家伝奏となった日野家雑掌との関係を結ぶべく、再び鍵吉、および公用人板倉へと依頼を行なう。その結果、日野家雑掌山科の指導を受けることとなり、再び、以前のような嘆願書を7月7日に提出している（〔表 - 7〕の60）。この間、四辻家雑掌八田への挨拶も欠かさない。このような根回しの上で、7日提出の願書は、12日の時点で、四辻家より伝奏飛鳥井家へ廻され、伝奏方の添え書きも付されて所司代へと廻されていることが、鍵吉より伝えられた。このように、提出された書面は、京都所司代までは届いているのであるが、やはり、何の御沙汰もなかった。

こうして、『楽所日記』巻三十五の8月5日の記録には、もはや、三方楽所の要職者たちだけでは対応不可能と考えたのか、三方評議を開催したいと三方楽所に対して申し出た記事が記される(〔表-7〕の63)。しかし、『楽所日記』には、この評議についての記事はないままに、東儀文均は慶応3年10月7日をもって、老分職を東儀河内守文静に譲る<sup>38)</sup>。以後、『老分役録』の記事が途切れているために、その詳細は不明であるが、御下行米などについては、慶応3年末の時点でも支給は行なわれないうままであった。三方楽所としては、この日光参向についての当然の権利であった御下行米などを拝領するために、従前、公務に際しては行なったことがなかった武家伝奏や京都所司代関係者への根回しおよび賄賂を贈ることに迫られたわけであるが、慶応3年10月には大政奉還、12月には王政復古が宣言され、「御一新」の混乱の中、楽人たちを取り巻く環境は、ますます大きく変化することになる。

## 5 おわりに

さて、以上紹介したように、慶応年間を通じて、三方楽所楽人たちは、日光山御神忌参向についての当然の権利として御下行米、浄服料、御加布施の支給を求め続けた。参向前の御手当金の支給を要求した様子を含め、日光山御神忌出仕にあたってこのように経済面での保証を執拗に求める楽人たちの態度の背後にあったものは何だったのだろうか。当然、一つの原因として、当時の三方楽所楽人たちが、決して経済的に豊かではなかった可能性が指摘されよう。しかし、『楽所日記』の記事には、記録者である東儀文均を始めその周辺の楽人たちは、決して経済的に苦しいわけではなかったのではないかと推測される記事が散見される。

たとえば、『楽所日記』巻二十四によると、東儀文均の京都今出川室町西へ入上畠山町の住居が「持家」であったことが分かり、さらに、この年、堀川通今出川上北舟橋町にあった家を買取っている<sup>39)</sup>。かつ、その家に、大工や左官を入れて改修を行なって転宅した上に、庭にも庭師を入れ、石灯笼なども配している。また、畠山町の家は、同じく三方楽所楽人の岡昌次に、「手取銀八貫目」にて売却している<sup>40)</sup>。さらに、同巻1月12日条には、多安芸守(久顕)が、このたび新しく茶室を整えたと聞いてこれを見学に行き、薄茶を一服したとあるほか、巻二十五の慶応3年4月11日条には、この多安芸守方にて茶会があり多家の楽人および山井景順と東儀文均が招待された記事がある。このような楽人たちの動向をみると、彼らが決して経済的に逼迫していたとはいえないのではないだろうか。

ただし、既に指摘したように<sup>41)</sup>、江戸後期には、三方楽所の中でも、京都在住の楽人と、南都もしくは大坂在住の楽人との間に経済的な格差があった可能性があり、いままで紹介した口上覚にもあるように、一部楽人の中には、経済的に逼迫していた者もいたと考えられる。ここで注目したいのが、〔表-7〕の中で、たとえば14にあるように、賄賂を贈る記事に見られる「控」とある記述である。この「控」とは、つまり、その賄賂を贈るのに必要な資金が、三方楽所としてではなく、楽人が個人として立て替えたという意味であり、これの処理については、『楽所日記』巻二十五の11月2日条に、「多河州入来、日光一件取替金」とあり、催促の書状を南都方辻高節とともに、連名で作成するについての相談があったと記されて以降の一連の記事



を紹介したい。

『楽所日記』では、慶応3年7月に願書を提出した後は、8月初めの三方評議を行ないたいとする記事が記されて以降は、御下行米関連の記事を見出すことが出来ない中で、突然、この一件に関する立て替え金、つまり賄賂として送った金銭を個人的に立て替えた楽人が連名で、三方楽所に対し催促状を作成しようとする記事が見出される。さらに、同年11月17日条には、「多河州入来、日光下行米内願出金成方之掛合申談候事」とあり、29日には、「一、日光参向下行内願入用金利足、窪備州、東儀雲州兩人取扱ニ而今度金廿両、高範丈より被差出候二付、去ル廿五日、雲州より被相渡候二付、廿六日夜、多河州宅へ、高節、予、行向、三人面談、金高應し分配、多河州へ金拾五両、予金三両、高節丈金壹両三步、光張丈金壹歩、右配分」とあり、一連の動きが、この件に際して必要となった立て替え金の返済、もしくは、その利子の支払いを求めるものであったことが分かる。そして、慶応3年12月26日の時点で、あらたに辻高範が立替金を出し、それにより、すでに多額の立替金を出していた楽人へは、とりあえずその利子分のみが返済されることになったのである。

このことは、三方楽所の組織としては多額の賄賂に必要な資金を立て替える準備がなく、必要な資金は、三方楽所の中で経済的にゆとりのある楽人が、必要に応じてこれを個人的に立て替えていた状況を示している。そして、御下行米などの支給があれば、これをもって、それぞれの楽人が等分負担して、楽人が個人的に立て替えた金額を清算すべきところ<sup>42)</sup>、その支給が無いままに日数が過ぎていた。立て替えた側としては、先の見通しも立たないので、そのまま放置するわけにもわけに行かず、何らかの返済を求めたところ、立替金の利息分のみを受け取ったということであろう。

このように、利息の支払いが行われたということは、御下行米を受け取らない限り、これらの立替金を清算できないという経済的なゆとりの無い楽人が存在したことを意味している。事実、『楽所日記』巻二十二3月13日条には、参向直前になっても御手当金が支給されないためか、天王寺方在天楽人4名の連名の手紙が届き、在京の楽人にそれぞれ50両ずつの借金を申し出たことが記されている。これについては、在京天王寺方楽人は断っている<sup>43)</sup>が、このことは、御手当金が支給されない場合は、出発以前にそれだけの借金をしなければ参向に必要な準備がおぼつかない楽人も存在したということを示している。このような借金の申し込みがあったということからも、史料の嘆願書の文面が必ずしも事実と相違するものではなかったことが推測できよう。が、一方で、必要な金額を即座に立て替えるだけの経済的なゆとりを持った楽人も三方楽所の中には存在したのである。つまり、幕末期の三方楽所楽人をとりまく状況を考察するにあたっては、このような楽所楽人間の経済格差の存在に留意する必要があるということが理解されるのである。

さらに、『楽所日記』の記事からは、幕末期の三方楽所楽人の中には、経済的に逼迫していたものもあり、そのことが、本稿で考察してきたように、執拗な願書の提出が行なわれた背景にあったことが指摘できるが、しかし、三方楽所全体を見渡した場合、必ずしも経済的に苦しい状況にあった楽人ばかりではなかったことから、慶応年間において三方楽所が、これほどま

でに御下行米などの支給について前例に則して支給されることにこだわった要因のひとつとして、「次回のため」という要素があったことも指摘できよう<sup>44)</sup>。

慶応元年の例でも、前回の文化12年の日光山御神忌がどのように執り行われたのかということが、何事かを決定する際の基準であった。したがって、慶応元年の日光山御神忌において御下行米等の支給を受けなかったとなれば、以後の日光山御神忌においても三方楽所楽人たちが、これを受け取ることが出来なくなると判断したのであろう。今回は、この慶応元年の例が前例となって、諸事の基準となるわけであるがゆえに、三方楽所楽人たちは、文化12年の前例に基づく御下行米などの支給を執拗に求めたといえよう。つまり、幕末期の経済的混乱が、当時の三方楽所楽人たちの暮らしを逼迫させていたとはいえ、今回、前例にもとづく支給を受けることが、次回の日光山御神忌のための前例となるとした判断が、彼らの執拗な願書提出の背景にあったことも理解するべきであろう。

さて、文均は、慶応3年10月7日に退いた三方楽所天王寺方老分の職に、明治元年11月3日より復帰しており、慶応3年10月以来途切れていた『老分役録』は、この日より記録が再開されることになる。この巻三十六の明治2年2月15日条によると、日光山御神忌に伴う御下行米に関する「奉願口上覚」が、同日提出されたことが記載されている。その際にも、例書として文化12年の記録が添えられ、「今度被廢幕府候ニ付而ハ出願方も無之」としながら、それでも、いまだ支給のない御下行米、浄服料、御加布施の支給を求めて四辻家に対して願書を提出しているのである。この時点でも、慶応年間を通じての三方楽所の要求が受け入れられていなかったことが示されるとともに、すでに政治体制が変わっている状況の中でも、権利を主張し続ける楽人たちを支えたのは、楽所が将来的にも存続しうる組織であり<sup>45)</sup>、そのためにも後の人々に不利益となる前例を作りたくないという気持ちだったのではないだろうか。

この御下行米等をめぐる争いの結末については、明治初期の混乱の中で、旧三方楽所の楽人たちがどのように行動したのかとあわせて、改めて論じたいと思う。

## 注

- 1) 天正年間に成立した三方楽所は、応仁の乱以降衰退していた京都楽家の補充として新たに天王寺方楽家(四天王寺楽人)を取り立てることによって成立した組織である。天王寺方楽家は、従前、京都方が担当していた雅楽の右方楽を京都方と合同して担当することになり、左方担当の南都方とともに、三方楽所として宮中および幕府の関係する儀式での奏楽を行うほか、京都およびその周辺地域での神社での奏楽なども行った。また、天王寺・南都のそれぞれの楽所としても、本拠地である大坂、奈良での雅楽演奏活動も継続して行った。さらに、三方楽所楽人たちは、江戸時代後半には、職業として雅楽演奏に携わるわけではない人々にも、いわゆる「師匠」として雅楽演奏を指導するなど、さまざまな活動を行った。三方楽所の成立および三方楽所楽人の江戸時代における活動状況については、以下の拙論においてすでに触れている。

「安土桃山時代の雅楽楽人について - 三方楽所の成立をめぐる一考察」『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』(第30号、1990、1 - 20頁)

「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第 - 『楽所日記』に基づく一考察 - 」『四天王寺国際仏教大学紀要』(文学部第29号、1997、218 - 239頁)

「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク - 東儀文均『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの - 」『四天王寺国際仏教大学紀要』(人文社会学部第40号、2005、21 - 43頁)など。

- 2) 江戸幕府と三方楽所の関係については、小川朝子「近世の幕府儀礼と三方楽所 - 将軍家法会の舞楽を中心に - 」、今谷・高埜編『中近世の宗教と国家』(岩田書店、1998) 407~446頁の論考がある。
- 3) こうした中で、寛文5年(1665)5月、日光山での徳川家康五十回忌を終えて江戸に参府した三方楽所楽人に対し、幕府は知行地を与えた。実際の収入は半分の1000石であったとはいえ、2000石という石高は、「寛文印知の中でも、公家としても多く、地下官人の中では破格の石高であった」(小川、注2前掲論文)とされている。
- 4) 三方楽所楽人の身分については、拙論「江戸時代の三方楽所における『御扶持人』と『楽所領知行配当者』 - 『四天王寺楽人林家楽書類』の記録にもとづく考察」(『音楽学』第32号、1987、129 - 143頁)において論じている。
- 5) また、延享2年(1745)に行われた家康の百三十回忌紅葉山法華八講にも、三方楽所楽人が下向している。『四天王寺楽人林家楽書類』第四十八冊の「法事舞楽之記」第九冊「権現様百三十回忌於紅葉山法華八講御用之留」によれば、当初、「於関東紅葉山法華八講御修行二付舞楽人三十七人」の下向が求められたのに対し、その後、童舞を担当する「児八人」の追加があり、結果として下向した舞楽人は45名、これに、菩薩役として三方楽所の正式なメンバーではなかった南都右方楽人4名が加わり、さらに、日光楽人20人、紅葉山楽人10人の総数79人の楽人の出仕があった。
- 6) 三方楽所楽家のうち、本拠地を南都と大坂天王寺に置く奈良方と天王寺方は、京都での楽儀勤仕のために、京都に居住する家と、奈良および天王寺に居住する家とに分かれ、それぞれを、「在京」あるいは、「在南」・「在天」と称した。「在南」・「在天」の楽家は、主に奈良および大坂での楽儀を担当したほか、必要に応じて京都に上って宮中での楽儀あるいは幕府関係の楽儀にも参加した。
- 7) 『楽所日記』巻三十一は、文久二年8月15日より記載が開始され、その15日条には、三方楽所天王寺方楽人林廣就が、病気のため老分職を継続できなくなったために、林家本家筋の林廣継よりの依頼により、文均がその職を引き継いだことが記載される。なお、この条によると、文均は老分職を引き継いだことを、「南都・京都老分」に連絡し、楽奉行の「四辻殿」に届出たほか、「一方中、在天老分」つまり、京都在住の天王寺楽人および天王寺楽所のうちの大坂在住者〔在天〕へは「廻状手紙」、つまり、回覧型式の書面によって周知させていることが分かる。このことから、「老分」職の委譲が、現任者と後継者などの限られた当事者間の合意でのみ行われ、楽所関係者には事後承諾であったこと、また、天王寺方においては、天王寺方全体の代表者として在京の楽人が老分を勤めたほか、在天の責任者としての在天老分職を置いていたことが分かる。
- 8) 『楽所日記』巻三十三2月25日条には、「日光御法会二付罷下候楽人共、正徳之度者四月五日、明和之度者三月廿八日、日光至着、万部中も奏楽相動候得共」、実際には、「手明人数多く大勢登山候而者彼地混雑にも及候間、上方楽人之内拾五人者三月廿八日比より四月三日迄に登山、万部中之奏楽相動」として、文化12年の例に同じく、57名のうち15名のみが万部法要に出勤すべしとして、残りは、「四月十日過より十四日比迄二登山候様」と京都所司代より伝達があったと四辻家より知らされたと記される。
- 9) 『楽所日記』巻三十三3月13日条には、57名の楽人のそれぞれの組への分配については、先例に基づき「くじ引き」で決めたことある。
- 10) 『楽所日記』巻三十三には、3月20日出発予定者15名分に関する記録に、「人足四拾人、馬替人足四人、

継立人足百四人、馬拾三疋」とあり、楽人の移手段として、「乗物 拾四挺、切棒駕 一挺」と記される。このほか、「小長櫃 七棹、両掛 拾四荷、長持 六棹、笠籠 拾二荷、宿駕 拾四挺」と記される。

- 11) 幕府御用であれば、人馬は庶民が利用する料金の半額である御定賃銭で利用できた。そのため、今回の下向にあたっては、三方楽所は幕府発行の証文を文化12年の際よりも多く支給されるべく口上書を複数回提出している。それによると、文化12年の際には、楽人57名に対し、人足16名、馬80疋で、不足分は賃人馬を利用したのに対し、今回の参向では、各楽人に対し、人足35人、馬2疋を要求するものであった。
- 12) 提出先として、「輪門様、寺社奉行、高家衆、執当」とある。四辻中将公賀は5月13日に日光参着。この日に、東儀文均は三方惣代として挨拶に上がるほか、楽人名簿などを提出。それまでは、楽人側と寺社奉行所との直接の文書のやりとりがあったが、四辻家到着以後は、四辻家を通すこととなる。
- 13) もう一通は、「当四月日光江籠越候京都楽人之内、多三河守与申名前有之、三河守者对 御当家江遠慮可致儀二付、名改致し候様可被相達候」とするもので、多三河守の役職名は徳川家に対し遠慮すべきものなので、変更せよというものであった。
- 14) 神忌期間中、日光山では、楽人たちは、いわゆるホームステイ形式で分宿すべく、3月22日付けで四辻家より「日光旅宿」についての人数の割り振りについての通達があったものの、実際にどの家に誰が宿泊するのかという最終通知はないままであった。そのため、日光到着後、楽人が自分たちの家来をそれぞれの家の下見に遣わし、その報告を受けて独自に割り振りを行うなど、混乱をきたした様子が記録されている(巻三十三4月8日条)
- 15) 同4月15日の記事に、「此度旅宿家数三十軒有之候二付、不論不同家別金式百疋宛二斉藤ト示談、各談合之上、斉藤へ向金子十五両三老預金之内より相渡候様治定申畢」と記される。ただし、同時にそれぞれの家によって扱いに大きな差があることを不満とはしている。
- 16) 紅葉山楽人は先例では3名の出仕であるが、この時は、多時久が東遊和琴のために参加して4名となったと記録される。時久は、京都方多久恭次男、新たに紅葉山に下向した楽人で、本業は笙であった。
- 17) 日光楽人は、周知のように、定期的の下向する三方楽所楽人の指導を受けていた。また、日光の側から上京することもあったらしい。が、彼らは紅葉山楽人と異なり、楽家の出身ではない。そういう意味では、あくまで三方楽所楽人の弟子の扱いとなる。そのことが、このように演奏の場に差別が生じていた原因の一つであろう。
- 18) この三方楽所が何時から行なわれていたのかは確かめていないが、『楽所日記』ではその最初の巻、天保15年、すなわち弘化元年から記録されている。
- 19) 『楽所日記』巻二十六慶応4年5月18日条には、「三方楽講、是迄昨十七日東照権現へ奉楽之、今般御一新付申合之上改之」とあり、幕府が廃されたことに配慮したらしい記述がある。
- 20) 梶井宮一行は、日光道中を利用したとあり、このような混乱は初日のみであった。
- 21) 東儀文均の江戸での雅楽指導および山田元三郎に対する指導については、注1にあげた「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク - 東儀文均『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの - 」において論じている。
- 22) 『楽所日記』の他の記事には、「奉行坊城殿」とある。
- 23) 『楽所日記』巻二十一の元治元年7月19日条には、近隣の東儀河内守一家とともに妻子を西賀茂方面へ避難させ、家財道具も北へ向け運送したとある。自宅に残った東儀文均は一睡も出来なかったという。翌20日には鎮火し、息子の文言が帰宅、21日朝には家族が帰宅し、文均は四辻家などへ御機嫌伺

に出向く。文均の居住した畠山町は無事ということで、近隣の住人宅で地蔵会を営み、類焼の親戚などへ見舞いを送るなどの記事が続く。8月4日になって、落ち着いてきたので西賀茂に預けてあった家財道具を取り寄せるとの記事があり、一方で、東儀河内守が、同様に他所へ預けておいた荷物を、同人の親戚の名前をかたって取りにきた人物に騙し取られるという事件も発生した。なお、『楽所日記』巻三十三9月8日条には「禁中 今般戦争一挙付内侍所二而従今日三箇夜神楽被行被事」とあるほか、同10月の記事に、「明二日三日 知恩院二而去ル七月戦死一切横死諸靈魂為供養法要並大施餓鬼等執行付附楽出勤」とあり、その謝礼として「兩日恵積金二百疋、加増百五十疋也」を受け取った記録がある。この騒動が京の人々に大きな傷跡を残していたことが伺われる記事である。

- 24) ちなみに、元治元年4月26日の記録では、京都方30人、南都方26人、天王寺方30人の合計86人が三方楽所楽人としての名簿に記載されている。参向予定者57名のうちには、三方楽所の正式なメンバーではない南都右方楽人が4名含まれているので、三方楽所楽人としては53名の出仕があったことになる。したがって、日光山御神忌には、当時の楽所構成員の60%程度にあたる楽人が出仕したと考えられる。楽所楽人のうちには、親子関係にあるものも多く含まれているので、大雑把に考えると、楽家それぞれから1名が出仕したとみなすことが出来よう。
- 25) 『楽所日記』巻三十五12月9日条に、將軍への正二位権大納言宣下に際し、三方楽所として京都所司代御役宅への挨拶へ向かう服装として、「狩衣着用仕候」とあり、雅楽演奏時以外にも楽所楽人の正装としては狩衣が用いられていたことが分かる。
- 26) このように東儀文均が袍の仕立ての依頼を仲介したのは、彼が高倉家門人として衣文道を修めていたことと関係するのであろう。
- 27) つまりは、最低限必要な金額としては250両であったといえるのではないだろうか。つまり、当初の800両という要求金額は、あまりにも高額なものであったと考えることができよう。
- 28) 延享2年の紅葉山法華八講の例による人数算定である。
- 29) 注8に引用した記事の最後には、「都而文化度之通相心得」とする松平越中守(京都所司代松平定敬)よりの書面を四辻家を通じて受け取り、「右従所司代御附江切紙写ヲ以御達之趣奉畏候依御請如斯御座候」とする請書を三方楽所より提出したことが記される。
- 30) 『楽所日記』巻三十三3月16日の記事に、「請取申金子之事」として、「一、金壱萬千四百両 但楽人五十七人被下候御手当金一人二付式百兩宛」と記載される。
- 31) なお、拝領銀をそれぞれに分配するにあたって端数が出たので、これは、三方楽所預かり金とする旨が記載されている。
- 32) 「楽人共下向二付如先格舞楽一覽可有之候筈二候、就而者道具等用意も有之事候間舞楽目録此節被差出候様此段御両卿江御達可申旨年寄共より申越候事右従所司代御附江切紙之写ヲ以御達之趣奉畏候、依御請如斯御座候 以上」として、「振柀、万歳楽・延喜楽、 迦陵頻・胡蝶、太平楽・陪臚、春庭楽・白浜、陵王・納曾利、退出 長慶子」あるいは、「振柀、万歳楽・延喜楽、迦陵頻・胡蝶、抜頭・還城楽、打球楽・狛柀、陵王・納曾利、退出 長慶子」とする2種類の「御一覽舞楽御目録」を提出している。
- 33) これは、もともとは、3月7日に予定されていたものであるが、延期されて3月9日に宮中南殿に於いて行われた。三方楽所より楽人62名が出仕、内童舞8名であった。大人54名へは、一人当たり2石のご褒美、童舞の子供へは、銀5枚が下された。
- 34) あわせて、日光山御神忌において、禁裏付きの三方楽所が奏でる雅楽が必要とされた理由についても、小川朝子が注2 前掲論文で触れているように、雅楽に与えられた特殊な意味、つまり、朝廷の権威の象徴としての楽を幕府儀礼においても取り込むことによって將軍権力の補強に用いようとしたのであ

ると考えられよう。

- 35) この日の朝、多忠呂が西村宅を訪問したが出勤中で面会できず、夜になって以前よりこの西村と懇意であった季熙が、東儀文均の依頼によって西村宅を訪問したらしい。
- 36) すでに触れたように、文均は、袍の仕立てを鍵吉に依頼している。また装束師であれば、公卿方への出入りもあったと思われる。
- 37) 『楽所日記』巻三十五においては、この口上覚について「慶応三年卯三月廿一日差出」とあるが、「日記」の記載記事などから勘案し、〔表 - 7〕にも示した通り、正しくは、2月21日の提出であると判断される。
- 38) 『楽所日記』巻三十五の同日条には「四辻殿へ参殿、文静従今日在役之趣八田へ申入候事」と記される。
- 39) 同年7月27日条に、武家伝奏にあてた転居の届出書面の控えが記載される。
- 40) もっとも、同7月26日条によると、昌次はこの購入代金については、東儀季熙から借金をしたようである。
- 41) 「文化2年の氷室社舞楽装束行方不明事件をめぐる - 南都楽所在南楽人と在京楽人との関係に関する一考察 - 」「四天王寺国際仏教大学紀要」(文学部第31号、1999、49 - 72頁)
- 42) たとえば、前述の日光参向直前に四辻家などに贈った金額については、御手当金200両から、参向楽人全員が5両ずつ提供した三方楽所への「預け金」から出されていることが、『楽所日記』巻三十四の「参向勘定帳」の控えにより分かる。つまり、挨拶金などの謝礼相当金は、関係楽人全員が等分に負担すべきものとみなされていたのである。なお、興味深いのは、この「預かり金」の中でもっとも大きな支出となっているのが、部外者への謝礼ではなく、三方楽所内の役職者および老分への特別手当に該当するものであることである。
- 43) 立替金の利息の件とあわせ、楽所楽人同士が、経済的には個々に独立した権利意識を持っていたことが伺われ、三方楽所の組織としての相互扶助的な仕組みが出来ていなかったことが理解できる。このことが、三方楽所の個々の楽人間の経済格差をさらに広げることになったのではないか。また、この例からも、天王寺方の中でも、在天楽人が在京楽人に比べると経済的に苦しい状況であったことが推測できる。『幕末の朝廷』(東洋文庫353、1979)には、京都方楽人多家について、「金持多」とする下橋敬長の口述がある(同書294頁)。
- 44) たとえば、日光山での舞楽に際し、『楽所日記』巻三十三3月10日条には、「来十七日御入用之装束廻シ方、文化度不都合之次第有之候二付」として、50年前の日光楽人の不手際を前例として、今回の舞楽装束の手配は、三方楽所楽人が行なうとする記事や、また3月17日条の三方楽所から日光楽人への慣例となっている挨拶金を贈った記事には、「此度者遅相成候得共、以後八着早々遣之候方都合宜候御間、可相心得候事」と次回のための心覚えが記されることから、記録により微細な次第までもが引き継がれていく有様が伺われると同時に、50年後にもこの儀式が行なわれることを前提として、今回の記録が残されている様子を知ることが出来る。
- 45) このように判断する要素として、たとえば、『楽所日記』巻二十五の慶応3年5月5日条に、東儀文均が雅楽指導に携っていた裏辻殿から伝えられた話として、「明年、明後年ノ内 天皇御元服立后御遊可被有付、雖諒闇稽古可有之旨、撰政殿御命、柳原垂相御内意之趣、四辻殿より裏辻殿御親子へ御達有之候旨、御目録等承候事」と記され、朝廷周辺での雅楽を重要視する態度に変化が無かったこと、以後の『楽所日記』には、これを受けて、裏辻家、四辻家などの雅楽稽古が一層熱心になり、これに東儀文均も関わっている様子が記されていることがあげられよう。これらの記事から、三方楽所関係者がこのように感じていたことが推測できる。

A Survey on the tough struggle  
of the *gagaku* musicians for securing  
their emolument deferred during the Keio years  
In a case of the memorial ceremony held  
in the Nikko Shrine in 1865

Miho MINAMITANI

**Abstract:** The *Sanpo-gakuso*, the imperial *gagaku* music department consisting of musicians from three districts i.e. Kyoto, Nara, and Osaka not only served for the Imperial Court but also played *gagaku* for memorial ceremonies of the Tycoons held by the Shogunate. In 1865, the musicians were sent to the *Nikko* shrine to attend the 250<sup>th</sup> commemoration ceremony of Tokugawa Ieyasu which was supposed to be conducted according to previous case, the 200<sup>th</sup> ceremony. In the meantime, an unprecedented claim from the musicians for an advance allowance on the grounds of the inflation of the time caused some confusion among the administration which resulted in the delay of payment of remuneration for the musicians. The manuscripts recorded by a *gagaku* musician of the day, Fuminari Togi, reveal how the musicians of the *Sanpo-gakuso* struggled to gain their fee for the musical service at the *Nikko* Shrine.